

フットウエア（下肢装具）外来を開設して

フットケアチーム 新谷 恒弘

院内移植コーディネーターの役割

臨床工学課 田形 勝至
中央手術室 松村 葉子

院内移植コーディネーターとして重要な役割は、臓器提供者が発生した時に、臓器提供がスムーズに行えるよう、迅速な対応でコーディネーションを行うことである。その他、院内においてポテンシャルドナー（臓器提供者に成りうる患者）の情報確認や、透析患者に対し腎臓移植に関する移植希望登録等の説明や助言、既に移植を行った患者へのフォローアップなどがある。また、市民や院内職員に対し、臓器移植医療推進のための啓発活動がある。今回は院内医療マネジメント大会にて、移植医療について当院の現状や、最新の情報などを報告した。

当院は県より臓器提供推進協力病院、臓器移植に関する法律により脳死下臓器提供病院に指定されている。平成22年7月の改正臓器移植法改正後の当院での臓器移植は、平成23年4月に、50代男性 くも膜下出血によるCPA蘇生後、本人の意思確認は出来ないが、家族から脳死下での臓器提供希望があった。しかし、「脳死判定に関する委員会」を開催する前に、患者の様態が急変し心停止からの献眼が行なわれた1症例のみである。改正臓器移植法後、本人の意思表示が不明でも、家族からの意思で脳死下からの臓器提供が可能になった。改正前後で提供数を比較すると、脳死下からの提供は3倍ほどに上昇した

が、それでも年間40症例ほどで日本臓器移植ネットワークの移植希望登録の患者数からすれば10分の1以下にも満たないのが現状である。また16歳未満の提供数は平成23年1月現在1症例のみで、特に小さな子供の場合は、家族の葛藤により気持ちの整理がつかず、また、小児の脳死判定を行う環境が整わない理由で提供施設が少ないことが示唆される。

その他、18歳未満の患者で臓器提供を考えた場合、「院内の虐待防止委員会等に報告しなければならない」という法的な指針がある。当院において15歳未満の患者は小児科の体制により臓器提供は行わない方針であるが、16歳～18歳の交通事故による頭部外傷患者は受け入れている。このような場合に患者家族からの希望があったとき、虐待防止委員会等の委員会が無い場合、家族の希望に添えられないことになる。この問題を解決するには、院内の臓器移植に関するマニュアル等の改正等必要となり現在準備を進めている。

最後に院内移植コーディネーターとして、患者さんや家族の意思が尊重されるよう、その気持ちをしっかりと受け止め、速やかに対応出来る様に努力していきたい。臓器提供により、救える命がひとつでも増えることを念願する。